筆界特定の手続に関する通知

下記１の筆界特定の手続について、不動産登記法第１３３条第１項の規定に基づく下記２の関係人に対する下記３の通知を、同条第２項の規定により掲載する。

令和８年１１月４日

大阪法務局筆界特定登記官

記

１　筆界特定の手続の表示

手続番号　　令和８年第２３８号

対象土地　　東大阪市花園東町一丁目９３１番４５

同所　　９３１番１

２　関係人の氏名又は名称

中部建設株式会社

３　通知をすべき事項

⑴　筆界特定の申請がされた旨の通知

⑵　上記⑴の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。